

神戸市風見鶏の館等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第16号

神戸市風見鶏の館等条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市風見鶏の館等条例施行規則（令和 2 年 3 月規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（休館日） 第 2 条 神戸市風見鶏の館及び神戸市ラインの館（以下「風見鶏の館等」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。 (1) <u>毎月第 3 火曜日</u>（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）	（休館日） 第 2 条 神戸市風見鶏の館及び神戸市ラインの館（以下「風見鶏の館等」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。 (1) <u>神戸市風見鶏の館にあっては 6 月の第 1 火曜日及び 2 月の第 1 火曜日</u>（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最

(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日 2 市長は、風見鶏の館等の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。 (開館時間) 第3条 風見鶏の館等の開館時間は、<u>午前9時から午後5時までとする。</u> 2 [略]	初の日) (2) <u>神戸市ラインの館にあっては2月の第3木曜日及び6月の第3木曜日（当該日が休日に当たる場合は、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）</u> (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日 2 市長は、風見鶏の館等の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項第1号<u>及び第2号</u>の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。 (開館時間) 第3条 風見鶏の館等の開館時間は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>神戸市風見鶏の館にあっては、午前9時から午後6時まで</u> (2) <u>神戸市ラインの館にあっては、午前9時から午後6時まで</u> 2 [略]
---	--

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。